

静岡県大井川広域水道企業団施設更新実施計画審議委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 大井川広域水道用水供給事業の耐震化計画と施設更新計画を統合した施設更新実施計画（以下、「実施計画」という。）に関し、必要な事項を検討するため、静岡県大井川広域水道企業団施設更新実施計画審議委員会（以下、「審議委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議委員会は、静岡県大井川広域水道企業団企業長（以下、「企業長」という。）の諮問を受け、実施計画の策定に関する必要な事項について検討し、その結果を企業長に答申する。

(組織)

第3条 審議委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者及び水道事業に関する有識者等から企業長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、令和6年3月31日までとする。

(委員長)

第5条 審議委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、審議委員会を代表する。

4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、副委員長としてその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議委員会は、委員長が招集し、主宰する。

2 委員長は、会議において必要があると認めるときは、専門知識を有する関係者の出席を求め、説明その他必要な協力を求めることができる。

3 審議委員会は、委員の過半数が出席（ウェブ会議システムを利用した出席を含む。）しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議委員会の庶務は、静岡県大井川広域水道企業団において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議委員会の運営に関し必要な事項は別途定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。